

協議会の位置付けと役割

バリアフリー整備を円滑に実施するためには、「当事者（住民）」「施設管理者等」「行政」が協力しあってバリアフリーの計画を検討していく必要があります。

このため、移動等円滑化促進方針を作成するうえでは、協議会を設置して多様な参加者と議論することが重要となります。

協議会の設置により、利用者や関係事業者及び行政間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化が期待されます。また、協議会は多様な関係者の参画のもとで協議の透明性を高めながら、より効率的に協議・調整を進めるためにも極めて重要な役割を担うこととなります。

また、協議会委員の皆様には、次のような役割が求められます。

■協議会委員の任期

平成31年4月25日から令和3年4月24日（2年間）

■協議会委員に求められる役割

協議会委員	求められる役割（例）
・有識者	・ 第三者的な立場で協議会の長として総括 ・ 専門家としての視点でのアドバイス・情報等の提供
・ 高齢者、障害者等	・ 当事者の視点での課題（バリア箇所等）や必要な対策に関する発言、情報提供
・ 施設設置管理者や公安委員会、特定事業等の実施主体等	・ 施設管理者等の視点での高齢者や障害者等の利用実態や必要な対策に関する情報提供
・ 住民代表等	・ 客観的なデータのみでは分からない、地元の実態に関する情報の提供